

【別紙 1】

実施方針に関する質問受付・回答公表について

1. 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式1)(Microsoft Excelにより作成)に記入し、以下のメールアドレス宛に送付すること。

<宛先>

財務省関東財務局管財第1部 第1統括国有財産管理官

〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

T e l : 048-600-1207

メール(宛先: kensetsukeikaku@kt.lfb-mof.go.jp)

下記2. の受付期間中に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

2. 受付期間

令和7年2月4日(火)から令和7年2月28日(金) 17時まで

3. 回答公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると国が判断するものを除き、令和7年3月28日(金)(予定)に以下のとおり財務省関東財務局ホームページ及び同局掲示板(さいたま新都心合同庁舎1号館18階)において公表する。

<URL> <https://lfb.mof.go.jp/kantou/>

<掲示板の閲覧>

閲覧場所: 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館18階
財務省関東財務局掲示板